

海外経済要録

国際機関

◇ IMF総務会暫定委員会、コミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は9月24日、ワシントンで第9回の会合を開催、次のコミュニケを発表した。

1. 国際通貨基金(IMF)の総務会暫定委員会は9月24日、ワシントンにおいて、W.ドクレルク前議長(ベルギー蔵相)の後任に選出されたヒーリー英蔵相を議長として、第9回の会合を開催した。この会合にはH. J. ウィッテヴェーン・IMF専務理事が参加したほか、オブザーバーとしてG. D. アルセニス・UNCTAD 通貨・金融・開発部長、R. ラール・B I S総支配人、E. ヴァン・レネップ・OECD 事務総長、F. ロイトヴィラー・スイス中央銀行総裁、O. ロング・GATT 事務局長、R. S. マクナマラ世銀総裁、F. X. オルトリ・EC委員会副委員長、C. サンプル・OPEC 市場調査分析官、C. E. A. ヴィラタ開発委員会議長が出席した。

2. 委員会は世界経済の展望と、現在の状況における適切な政策は何かについて討議した。

委員会は、多くの国において、経済の安定と成長目標を達成するうえで進展がみられることを歓迎する一方、相当数の工業国において、最近数か月、経済活動が伸び悩んでいることに懸念を表明した。委員会は民間投資需要の低迷が、引続き現在の経済情勢を特徴づける点であることを指摘した。

委員会は、経済活動の拡大テンポの鈍化に伴い、世界貿易の伸びが減退したことを認めた。これが発展途上国の輸出入に及ぼす影響は、最近数か月における一次産品価格の著しい落込みによる影響とともに委員会にとり懸念材料となっている。

委員会は、発展途上国の経済に影響を及ぼす諸問題に少なからぬ注意を払った。先進国の調整措置が発展途上国への実物資産の移転を減少させることのないようにすることに、特に関心が払われた。

委員会は、工業国グループの失業が不況のピークであった1975年後半に近い高水準を継続していることに懸念を表明した。

インフレの抑制の面では、多くの国で進展がみられるものの、委員会は、現在のインフレ率が、ほとんどすべての国において、なお許容しえないほどの高い水準にあることに、引続き懸念を表明した。

委員会は、保護貿易主義的な政策に進む傾向は国際的観点から容認できず、強く反対されるべきであることを再確認した。これに関連して、委員会は、現在ジュネーブで行われている多角的貿易交渉が成果をあげ、すべての国、特に発展途上国のためになるような取決めについて早期に結論が得られることの重要性を強調した。

委員会は各国の経済政策に関し、次のような結論に達した。

(1) 対外ポジションが相対的に強い国は、インフレ抑制と両立しうる範囲内で、国内需要の適度な伸びを確保するよう最大限の努力を払うべきである。そうすることは、これら諸国自身にとって利益となるのみならず、世界貿易を満足しうる伸び率にまで高め、赤字国の対外調整努力を支援、促進することに資するものである。委員会は、一部主要工業国の国内需要の伸びが各国当局の目標ないし見通しを下回っていることを遺憾とするが、一部の政府が最近発表した景気拡大措置を歓迎した。また、委員会は、調整措置の成果が漸次明らかになるにつれて、しだいに多くの国がインフレおよび国際収支問題をコントロールしうようになり、その結果、世界経済の成長に貢献しうようになることを確信している旨表明した。

(2) インフレが相対的に高率であるか、あるいは著しく対外ポジションが弱い国における需要管理政策は、インフレの克服および国際収支の改善に主たる重点を置くべきである。委員会は、これらの国においては、このような政策が現在の情勢のもとで必要であるのみならず、より長い目でみて、成長および雇用に成果をもたらすものであると確信している旨、再確認した。

(3) 委員会は、多くの国の経済情勢における構造問題の重要性および適切なエネルギー政策を推進することの必要性を認識した。

(4) あらゆる国の政策は、最低限インフレ再燃を回避するよう運営されるべきであり、また多くの国では、明らかに高すぎるインフレ率を引下げよう政策運営が行われるべきである。

3. 国際収支の調整過程において特に必要とされるのは、赤字国に対する公的ファイナンスの仕組に関することである。公的なファイナンスは、まず十分な金額のものであるべきであり、また信用供与に当っては借入国の特定の問題を考慮し、かつ調整に必要な適切な時間を許容するものであるべきである。

委員会は、自国のクォータとの対比でみて大幅な国際収支不均衡に直面する加盟国に対しIMFが貸金援助を

大幅に拡大することを可能とする補完的融資制度(Supplementary Financing Facility)(注)の創設に関し、理事会が作業を完了したこと、およびそれに伴う取決めについての77年8月29日の理事会決定を歓迎する。委員会は、相当数の国および公的機関が同融資制度のために約86億SDR(約100億ドル)を拠出する意向を示していること、ただし少なくとも5億SDR以上の拠出取決めを6件以上含む総額77.5億SDRの拠出取決めが成立するまで同融資制度の運営ができないこと、を認識した。委員会は、拠出予定額が当初の金額より増加しようとの見直しを歓迎し、また対外ポジションの強い他の諸国も拠出できることを確認した。さらに委員会は、一部の加盟国がこの新しい融資制度に基づき速やかに資金援助を受ける必要のある点にかんがみ、すべての拠出予定国が所要の手続きを可及的速やかに完了するよう懇請した。同時に委員会は、IMFが困難な状況に陥っていると認めた国の支払手数料に対する利子補給の可能性(多分任意の拠出資金によることになろう)を検討するよう理事会に要請することに同意した。

(注) 9月号「要録」参照。

4. 委員会は、IMF第7次一般増資の検討についての理事会報告、および年次総会後の理事会の作業において、本件を優先するという理事会の意向を確認した。委員会は理事会に対し、次回の委員会会合に、委員会での本件検討に資するための適切な提案を総務会に対する勧告案とともに提出するよう要請した。

5. 委員会は、SDRの追加配分の適否について1978年の最初の委員会会合に報告するよう理事会に要請したことを再確認した。

また、委員会は、SDRを国際通貨制度の中心的準備資産にすることを含むIMFの諸目的を推進するとの見地から、SDRの性格およびその使用について見直しを行うよう理事会に要請したことを再確認した。

6. 委員会は、第2次IMF改正協定の発効および第6次クォーター見直しに基づくクォーター増額が遅れていることについて懸念を表明した。これに関連して、委員会は、この2つの案件はすでに総務会決議後18か月経過したこと、また、最近数か月進展がみられるものの、所要の多数決を得るためにはさらに多くの加盟国の受諾と同意通告が必要であることを認識した。委員会は改正協定とクォーター増額の発効が加盟国および国際通貨制度にとって重要であることにかんがみ、改正協定未受諾国およびクォーター増額未同意国に対し、可及的速やかに措置をとることを再度懇請した。

7. 委員会は、次回会合を、1978年3月21日、メキシコ

において開催することに合意した(注)。

(注) その後、事務上の都合等により次回会合は78年4月27日に変更された。

米州諸国

◇米国、国庫債務臨時限度額等を引上げ

カーター大統領は10月5日、国庫債務臨時限度額の引上げ等に関する法律に署名した。その内容は次のとおり。

- (1) 本年9月末に期限到来の国庫債務臨時限度額(3,000億ドル、ほかに永久限度額4,000億ドル)を明年3月末までの期限付きで3,520億ドルに引上げる(この結果、債務限度額全体では7,520億ドル)。
- (2) 長期国債のうち4.25%の金利上限を超えて発行することが認められている別わく分の発行限度を100億ドル引上げ270億ドルとする。

◇米国、賃金・物価安定委員会の存続期間を延長

米国議会は10月3日、9月30日に期限を迎えていた賃金・物価安定委員会(Council on Wage and Price Stability. 74年8月24日設置)の存続期間を79年9月30日まで2年間延長する法案を可決した。

なお、同委員会(現委員長Barry P. Bosworth)は、賃金、物価等の動向を監視し、インフレ促進的な動きをけん制しようとするものであるが、特に強制的な権限は与えられていない。

欧州諸国

◇EC、グリーン・デンマーク・クローネを切下げ

EC農相理事会は9月13日、ECの共通農産物価格表示に使用されているグリーン通貨(注)のうち、グリーン・デンマーク・クローネを5%切下げ、即日実施する旨決定した。

(注) ECは域内の共通農産物価格を欧州通貨単位(U. C.)建てで設定しており、グリーン・レートは、このU. C. 建て共通農産物価格を各国通貨建価格に換算するためのもの(51年11月号「要録」参照)。

今回の措置は、8月28日に実施されたデンマーク・クローネの西ドイツおよびベネルックス3国通貨に対する5%切下げに伴うもので、これによりグリーン・デンマーク・クローネは、本年4月5日の3%切下げに続き半年間に2回目の切下げが行われたこととなる。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

1 デンマーク・クローネ=0.116733U. C.

(0.122877 U. C.)

1 U. C.=8.138220デンマーク・クローネ

(8.56656 デンマーク・クローネ)

◇西ドイツ、6%もの連邦債を発行

西ドイツの国債引受けシンジケート団小委員会は9月12日、本年第4回目の連邦債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりで、表面金利、期間とも前回発行(8月中旬)の連邦鉄道債(9月号「要録」参照)と同一であるが、発行額は増額(800→900百万マルク)されている。

発行額 900百万マルク

表面金利 6%

期 間 10年

発行価格(対額面金額比) 99.5%

応募者利回り 6.07%

売出し期間 9月15～19日(ただし上記発行額中150百万マルクについてはブンデスバンクが市場価格操作のため留保する)

◇西ドイツ政府、財政面からの景気振興策等を閣議決定

西ドイツ政府は9月14日、減税および明年度予算における歳出規模拡大を含む財政面からの景気振興策を下記のとおり閣議決定した(なお今次措置の反響等については本月号「国別動向」参照)。

(1) 減税措置

- イ. 所得税の年末特別控除額引上げ(本年末実施、100→400マルク、初年度減税見込額約21億マルク)
- ロ. 所得税の基礎控除額引上げ(明年初実施、独身者3,000→3,510マルク、既婚者6,000→7,020マルク、初年度減税見込額約36億マルク)。

ハ. 企業設備、賃貸住宅の償却促進(企業設備については定率法による動産の年間償却率を最高20%から25%に引上げる、賃貸住宅については73年5月以降停止されていた定率法による償却を復活。本年9月1日そ及実施、初年度減税見込額約15.3億マルク)。

(2) 明年予算における補助金支出等の拡大

イ. エネルギー節約投資促進…住宅暖房エネルギー節約投資への補助金支出(当該投資額の20%が限度)、4年計画、州負担分を含み総額43.5億マルク。

ロ. 低所得層向け住宅建設促進…補助金支出、3年計画、各年18億マルク。

ハ. 研究開発投資促進強化…中小企業の当該投資への補助金支出率引上げ(7.5→15%)。

ニ. 連邦郵便の公共投資拡大(電話設備改善、16億マ

ルク)。

なおこの結果、明年予算においては歳出規模が中期財政計画に基づく本年初計画比上積み(前年比+7.5→+10.1%、2月号「要録」参照)されることになり、明年の財政赤字幅も拡大する見通し(当初計画197→275億マルク)(注)。

(注) 78年連邦予算案および中期財政計画

(単位・億マルク) (参考)

	1978年 (予算案)	1979年 (計画)	1980年 (計画)	1981年 (計画)	1977年 (予算)
歳 出	1,886 (10.1)	2,000 (6.0)	2,120 (6.0)	2,250 (6.0)	1,713 (6.0)
歳 入	1,611 (7.5)	1,731 (7.5)	1,863 (7.6)	2,004 (7.6)	1,499 (10.3)
うち 税 収	1,535	1,648	1,775	1,910	1,447
収 支 じ り	△ 275	△ 269	△ 257	△ 246	△ 214

◇ブンデスバンク、手形買オペレーションの再開を決定

ブンデスバンクは9月23日、売戻し条件付手形買オペレーション(注)(期間10日、適用レート3.5%)を再開する旨決定した(即日実施)。本措置についてブンデスバンクでは「当月の大納税期に対処するための短期的措置である」と説明している。

(注) 本措置は本年7月に再導入の後9月5日に打切られていたもの。

◇フランス政府、1978年度予算案を閣議決定

1. フランス政府は9月7日、1978年度(会計年度は1～12月)予算案を閣議決定した。今次予算案の特徴点としては、比較的景気刺激に重点が置かれていること、すなわち、①1969年以来9年ぶりに当初予算から赤字を計上したこと、②大幅な歳出額拡大(1977年当初予算比+19.5%、前年同+13.7%)が見込まれていること、③財源確保の見地から石油消費税、自動車税引上げ等の増税措置を実施するかたわら、個人消費の喚起をねらって所得税減税が盛り込まれていること、などが指摘されよう。

本予算案の概要は次のとおり(別表参照)。

(1) 確定収支(Budget à caractère définitif)の歳出総額は3,983億フラン(77年度当初予算比+19.5%)、歳入総額は3,897億フラン(同+16.6%)を計上(いずれも77年度当初予算における各々の伸び率+13.7%、+13.5%を上回る)しており、この結果、収支じりは86億フランの赤字(77年度当初予算では8億フランの黒字)となっている。また、暫定収支(注)(Budget à caractère temporaire)じりでも3億フランの赤字を計上しているため、両者を合わせた総収支じりは89億フランの赤

字(77年度当初予算では3億フランの黒字)見込となっている。

(注) 暫定収支には、国庫の短期債務の返済等に充てられる支出が含まれており、勘定科目では貸付勘定、商業勘定、金融取引勘定、対外国政府決済勘定等が計上されている。

(2) 歳出面では、76年7月2日国会で可決、成立をみた第7次5ヵ年経済計画(1976~80年)における重点施策(注)である雇用対策、社会保障等に対する支出を中心に、経常支出が、77年度当初予算比+22.4%と前年度(76年度当初予算比+14.2%)をかなり上回る増加を示したことが特徴としてあげられる。これに対し、資本支出、軍事支出等の伸びは、財源不足への配慮もあって、77年度当初予算の伸びを下回る水準に押えられている(前年度当初予算比、各々+4.7%、+15.9%、77年度は同+5.9%、+16.8%)。

(注) ○雇用創出のための若年者を中心とする職業訓練活動等の強化(前年度当初予算比+43.1%)
○都市生活環境の改善(同+35.7%)
○社会保障の拡充(同+16.6%)
○輸出助成のための信用供与(同+16.3%)、等。

(3) 一方歳入面では、減税措置(総額63億フラン)と増税措置(総額84億フラン)を抱合わせ、結局21億フランの税収増を確保している。

主な措置の内訳は次のとおり。

(減税措置)

イ. 所得税率適用対象所得限度額の引上げ(減税効果48億フラン)……累進税率表上の所得限度額を、最下層から10階層まで(従来の年間所得158,050フランまでは原則として7.5%、最上位2階層については各々6.0%、5.0%引上げる。

ロ. 退職者基礎控除制度の創設(減税効果4.5億フラン)……55歳以上の年齢で退職した者に対し、1人1回限りの措置として年額5,000フランの所得税基礎控除を認める。

ハ. 高齢者等基礎控除額の引上げ等(減税効果3億フラン)……低所得高齢者(65歳を超える者)および戦傷者につき、所得階層に従い、基礎控除額の引上げ(3階層中下位2階層…年間所得額34,000フランまで、+29%)および基礎控除新設(同34,000~40,000フランの者につき、年額1,000フ

ラン)を認める。

ニ. 小売業者・手工業者等の所得控除率引上げ(減税効果1.2億フラン)……小売業者・手工業者に対する収益税課税の際の基礎控除率を従来の10%から20%に引上げるほか、課税対象収益ないしは所得の下限を販売業者については年間100万フランから150万フランに、またサービス業従事者については同30万フランから45万フランにそれぞれ引上げる。

(増税措置)

イ. 石油消費税率の引上げ(増税効果51億フラン)……動力用・家庭用燃料にかかる国内石油消費税の税率を、78年2月、6月の2度にわたり平均各2%、6%引上げる(例、スーパー・ガソリン、1ℓ当たり価格、現行2.37フラン、78年2月1日以降2.42フラン、同6月1日以降2.58フラン)。

ロ. 自動車税引上げ(増税効果10億フラン)……78年12月1日を期して自動車税を、5~7馬力については33.3%(150→200フラン)、その他は一律現行比20%引上げる。

ハ. 金融機関特別税の創設(増税効果9億フラン)……金融機関に対して、77年度決算により法人税を算定する際経費として控除される一般経費、償却額に対し1.5%の特別税を課する。ただし中小金融機関に対する優遇措置として15,000フランの基礎控除を認める。

ニ. たばこ消費税、宝くじ税、奢侈品税等の引上げ(増税効果総額8億フラン)。

2. 本予算案につきバル首相は、「海外およびフラン

フランスの1977年度予算案

(単位・億フラン、%)

		1978年	1977年 当初	同第1次 補正後	78/77 当初比	同 補正後比	77/76 当初比
確 定 収 支	歳出額(注)	3,983	3,333	3,541	+19.5	+12.5	+13.7
	うち 経常支出	2,954	2,413	2,650	+22.4	+11.4	+14.2
	資本ク 軍事ク	353 677	337 584	311 581	+4.7 +15.9	+13.8 +16.5	+5.9 +16.8
収 支	歳入額	3,897	3,341	3,446	+16.6	+13.1	+13.5
	うち 直接税 T.V.A.等	1,691 1,996	1,425 1,787	1,471 1,796	+18.7 +11.7	+15.0 +11.1	— —
	歳入歳出差額	-86	8	-95			
暫定収支		-3	-5	-5			
総収支じり		-89	3	-100			

(注) この他に特別会計との調整分が含まれるため、各支出内訳合計は歳出額に一致しない。

ス国内における経済活動の停滞傾向を考慮し、均衡予算という従来の方針にとらわれることなく赤字予算を編成した。しかしながら、フランス経済拡大に際しては、あくまで対外バランスの維持とフラン相場の安定が前提条件であり、そのためには、企業投資の回復を図る一方で、常に賃金・所得の上昇に一定の歯止めを設けることが必要であることを忘れてはならない」旨コメントしている。しかし経済界にあっては、「配当に関する二重課税の廃止が再び見送られるなど、企業の正常な収益を確保する保証が何一つ見当たらないのが不満である」(フランス経団連、中小企業家連合会)、「社会的正義の観点から緊要と思われる真の税制改革が全く行われておらず、また税制上の抜け道の是正が行われていない点不十分である」(各労組)との批判が少なくない。

3. 上記予算案編成の前提となった本77年および明78年の経済見通しは次のとおり。

(実質ベース、前年比増減率・%)

	1978年	1977年			1976年 実績
		9月 再改定	6月 改定	当 初(76/9/22)	
G D P	4.3	3.0	3.5	4.8	5.2
個人消費	4.0	3.0	3.6	4.1	4.9
総固定資本形成	2.9	0.6	0.7	2.5	4.5
うち企業	3.7	2.2	1.4	3.1	5.6
家計	0.7	△ 1.2	△ 2.0	0.6	1.4
政府	3.7	△ 2.2	3.0	2.7	5.4
輸出	8.1	6.6	7.8	9.3	9.4
輸入	7.1	1.1	2.8	7.1	19.5
CPI上昇率 (12月の前年 同月比)	6.5	8.7	8.0	6.5	9.9
名目G D P	12.6	n.a.	11.7	13.2	12.4
在庫投資*	+ 220	+ 109	n.a.	+ 200	+ 108

(* 単位 億フラン)

◇フランス、内閣を小幅改造

ジスカールデスタン大統領は9月26日、25日のフランス上院議員選挙(1/3改選)において現職閣僚4人(注)が上院議員に選出されたことに伴い、後任人事を中心とする小幅な内閣改造を行った。

今回の改造人事は次のとおり。

建設・環境整備相……フェルナン・イカール
(Fernand Icart) <新任>

外務担当閣外相……ジャン・フランソワ・ドニオ
(Jean-François Deniau) <新任>

在郷軍人担当閣外相……ジャン・ジャック・ボクレ
(Jean-Jaques Beucler) <新任>

議会対策閣外相……アンドレ・ボール

(André Bord) <前在郷軍人担当
閣外相>

(注) ジャン・ピエール・フルカード(Jean-Pierre Fourcade)前建設・環境整備相、ピエール・クリスチャン・テタンジュール(Pierre Christian Taittinger)前外務担当閣外相、クリスチャン・ボンスレ(Christian Poncelet)前議会対策閣外相、ルネ・モノリー(René Monory)商工相の4人。なお、ルネ・モノリー商工相は、上院議員に選出されたものの結局職を放棄し現職にとどまることになった(フランスでは国会議員と閣僚との兼職は禁止されている)。

◇英国労働組合評議会、12ヵ月ルールの支持を決定

英国労働組合評議会(TUC)は9月7日の年次総会において、8月以降向こう1年間、12ヵ月ルール(賃上げから次の賃上げまでの間隔を12ヵ月とする)の支持を713万票対434万票の多数で決定した。

本決定は、本年7月発表の新インフレーション対策(8月号「要録」参照)に盛り込まれた賃金抑制に関する政府勧告(①賃金所得の増加率を10%以内に抑制、②12ヵ月ルールの遵守)に部分的に労組が応じたものである。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引下げ

ロンドン手形交換所加盟大手4行(National Westminster, Barclays, Midland および Lloyds)は9月13日、短期金利全般の低下傾向に追随し、貸出基準金利を8%から7%へ、7日もの通知預金金利を4%から3%へそれぞれ1%引下げた。

なお各行では「前週末に最低貸出歩合が0.5%低下し、短期金利全般の低下傾向が明確になってきたため、前回の最低貸出歩合低下分と合わせ1%の貸出基準金利引下げを行うこととした。通知預金金利については前回の貸出基準金利引下げ時(8月9日)にはこれを据置いたが、これ以上の利ぎや縮小は耐えられないので、今回は貸出基準金利と同率の引下げに踏切った」とコメントしている。

◇イタリア政府、株式投資促進策等を発表

1. イタリア政府は8月26日、概要以下のような株式投資促進策等を閣議決定し、関連法案を議会に提出する旨発表した。

(1) 受取配当税額控除制度(Credito di imposta)の創設
個人株主に対し、受取配当額の1/3に相当する額をその所得税等納付税額から控除することを認める(注1)(注2)。ただし、過渡的措置として、本制度の適用を受けることなく、従来通り源泉分離課税方式(Cedolare secca)を選択することもできるものとし、

その場合の適用税率を従来の50%から30%に引下げる。

- (注1) 本制度の導入は、法人所得と個人所得の間の二重課税を解消することを目的としたものである。すなわち、イタリアの場合法人利益に対する税率が25%であることから、個人段階で受取る配当額は、法人税課税前の利益(配当支払見合分)に対しては75%となっている。従って、この1/4相当額(同25%)を当該個人の納税額から控除すれば、法人・個人間の二重課税は回避されることになる。なお実際の個人納税手続きにおいては、個人受取配当額に、後に控除される配当額の3分の1を所得税の前払いとみなしていったん上乗せし、この合計額にその他の課税所得を合算し課税するという、いわゆるグロス・アップ方式が提案されている。

(注2) 本課税方式の計算例

		総合課税方式		源泉分離課税方式	
		現方式	新方式	現方式	新方式
法人段階	課税前利益(配当支払見合分)	1,000	1,000	1,000	1,000
	地方税	145	145	145	145
	法人税	250	213.75*	250	213.75*
	税引後利益	605	641.25	605	641.25
個人段階	受取配当額	605	641.25	605	641.25
	受取配当額控除制度による控除額	—	213.75(1/4)	—	—
	所得税課税対象額に加えられる額	605	855	—	—
	分離課税による納付税額	—	—	302.5(50%)	192.375(30%)
	純所得	—	—	302.5	448.875

* 新方式では、課税前利益から地方税を差引いた額が法人税課税対象額となる。

(2) 新会社設立および増資に対する優遇措置

新会社株式および増資株式を新たに引受けた個人株主に対し、当該課税年度およびそれに続く2年度の3年間にわたり、年度間200万リラを上限として、引受け株式価格の10%相当額を各年度の課税対象額から控除することを認める(注)。

(注) 本控除に際しては、各課税年度を通して対象株式を指定金融機関に預託することが要件となる。

(3) 不動産課税に対する軽減措置

1974年以前取得の不動産の簿価については、インフレによる帳簿上の価格上昇分に対する課税を軽減するため、当該不動産の取得時期に応じて一定の比率を取得価格に乗じることにより評価換える方式に改訂する。当該乗率は以下のとおり。

1971年以前取得の場合 1.4

1972年取得の場合 1.3

1973年取得の場合 1.2

2. 今回の措置につきパンドルフィ経済相は、「受取配当税額控除制度の導入等により、イタリアの制度も他の西欧諸国の配当関連税制と足並みをそろえることとなる。今次措置が株式投資の活発化に貢献することを期待したい。今後とも、財政面からの追加的優遇策を検討すべきであろう」との見解を表明している。

◇イタリア、1978年度予算案を発表

1. イタリア政府は9月30日、1978年度(暦年)予算案を閣議決定の上発表した。同予算案の概要は以下のとおり。

(1) 歳入規模は47兆8,320億リラ、対前年度当初予算比+34.0%と、77年(同+34.4%)とほぼ同程度の伸び率を見込む一方、歳出規模は58兆6,160億リラ、対前年度当初予算比+28.7%と、77年度(+23.5%)をかなり上回る増加率を想定。財政収支赤字は10兆7,840億リラと、77年度(9兆8,490億リラ)をかなり上回り、これに国鉄および郵便電信公社の収支赤字を加えた総合収支赤字は12兆5,740億リラ(77年度11兆4,660億リラ)に達する見込み。

(2) 歳入の内訳をみると、その大宗を占める租税収入につき、徴税の強化等を背景に対前年度当初予算比+33.0%とかなりの伸びを見込んでいる。一方歳出については、公共事業関連の資本勘定支出増加率が+25.6%と、77年度(+31.7%)に比して抑制されている上、経常支出の増加率も+25.8%と、前年度(同+24.8%)並みに押えられているが、国債償還費の著増が全体の歳出の伸びを高める要因となっている。

2. 本予算案につきスタムマーティ蔵相は、「財政支出を最大限に抑制した厳しい予算であり、今日までに達成された経済安定化の成果を維持・強化するところに重点がある。もっとも、同時に本予算案は、公営企業の投資を含め景気回復に不可欠な刺激を行うという目的を併せ

イタリアの1978年度予算案

(単位・億リラ、△印は赤字)

		1977年度	1978年度	
		(当初予算)	前年度比	増加率・%
歳入	租税収入	321,300	427,250	33.0
	租税外収入	34,950	42,220	20.8
	国債発行	50	8,090	(161.8倍)
	その他	740	760	2.7
	計	357,040	478,320	34.0
歳出	経常支出	363,220	456,880	25.8
	資本勘定支出	80,570	101,220	25.6
	国債償還	11,740	28,060	(2.4倍)
	計	455,530	586,160	28.7
財政収支じり		△ 98,490	△ 107,840	
国鉄、郵便電信公社収支		△ 16,170	△ 17,900	
総合収支じり		△ 114,660	△ 125,740	

もったものである」と説明している。なお、IMFからの借款受入れに際しての条件の一つである財政支出規模の限度額(現金ベースで78年度は59兆2千億リラ)との関係については、本子算案が発生ベースであるために単純な比較は不可能であるが、今回の予算は現金ベースではIMF限度額を若干上回るとされている。この点については、最近オソラ外国貿易相が、「78年度予算案において財政支出規模がIMF呈示の上限を上回っているのは、実体経済の現状および内需の不振からみてやむを得ない」旨の発言を行っているが、IMFとイタリア政府との間で当該借入条件の適用緩和に関し、なんらかの了解が成立しているとの見方が多い。

◇スイス、先物為替規制を強化

1. スイス中央銀行は9月27日、期間1ヵ月未満のスイス・フラン先物為替の非居住者に対する売却を当面禁止する旨決定した(即日実施)(注)。

(注) 期間1ヵ月以上のスイス・フラン先物為替については従来どおり74年10月末残高の40%以内に抑えることとする(51年7月号「要録」参照)。

2. 本措置についてスイス中央銀行では「非居住者によるスイス・フラン保有の可能性、ならびに先物為替保有によるネガティブ・インタレスト等の規制回避の可能性をさらに制限するためのものである。最近のスイス・フラン高騰(注)は経済の実勢とかけ離れた投機相場であり、スイス輸出産業への打撃が懸念されるに至っている」とコメントしている。

(注) スイス・フランに対しては、同国経済の先行きに対する信頼を背景に、西ドイツ・マルク等からの乗換え需要が強まり、対ドル相場は9月26日には1スイス・フラン当り2,348ドルと既往ピークを更新。

◇デンマーク議会、増税法案を可決

1. デンマーク議会は9月6日、概要以下のような増税法案を可決した。

(1) 付加価値税率を10月3日以降15%から18%に上げる。

(2) ガソリン、灯油、たばこ、アルコール等に対する間接税の増税を9月7日以降実施する。

2. 本増税措置は国際収支赤字削減および雇用拡大をねらいとした一連の経済安定計画の一環をなすものであり、政府は、今次措置により今後3年間毎年65億クローネの税収増を見込むとともに増税による歳入増加分を財源として、今後3年間に約80億クローネのエネルギー節約促進、雇用対策等の支出計画を実施する方針である。

◇ノルウェー、総選挙を実施

ノルウェーでは9月11、12の両日、4年ぶりの総選挙(上下両院選挙)が実施された。今回の選挙では、海運、造船部門における不況対策、失業、インフレ問題、北海油田の開発テンポ等、もっぱら国内経済に関する諸問題が主な争点となった。

開票の結果は次表のとおり、与党労働党と閣外協力の左派社会党の議席数が合わせて78議席と、155の上下両院議席の過半数を辛うじて維持し、ノルドリ現労働党政権の存続が確定した。今回の選挙における特色としては、中央党、左派社会党等中小政党の議席減、労働党、保守党という二大政党の議席増が目立ったことである。特に野党保守党の勢力伸長が著しく、一時与野党逆転が報道されたが、得票数を再点検したうえで与党グループの辛勝が確認されるという波乱が生じた。

ノルウェーにおける総選挙の結果

	新議席数	今回得票率(%)	1973年	
			総選挙後議席数	同左得票率(%)
○労働党	76	42.4	62	35.3
○保守党	41	24.7	29	17.4
○キリスト教人民党	22	12.1	20	12.3
○中央党	12	8.6	21	11.0
○左派社会党	2	4.1	16	11.2
○自由党	2	3.2	2	3.5
○その他	0	4.9	5	9.3
計	155	100.0	155	100.0

○印は与党勢力。

◇フィンランド、公定歩合を引下げ

フィンランド政府は8月31日、フィンランド銀行の公定歩合を1%引下げて8.25%とする旨決定し、10月1日以降実施する旨発表した。フィンランドの公定歩合変更は73年7月1日の引上げ(7.75→9.25%、48年7月号「要録」参照)以来のことである。

今次引下げ措置の背景につきソルサ首相は、「主としてこのところ冷込みを続ける設備投資を刺激するために採られたものである」旨コメントしている。

◇フィンランド、フィンランド・マルカの切下げを実施

フィンランド政府は8月31日、フィンランド・マルカを主要取引相手国通貨バスケットに対して3%切下げ、9月1日以降実施する旨発表した。

本措置は、先ごろ行われたスウェーデン・クローナ(9月号「要録」参照)、ノルウェー・クローネ、デンマ

ーク・クローネ(「要録」別項参照)の切下げに追随したものである。

◇アイスランド、アイスランド・クローネの切下げを実施

アイスランド政府は8月30日、アイスランド・クローネを米ドルおよび英ポンドに対して2.5%切下げた旨発表した。

本措置は、先ごろ行われた近隣北欧諸国通貨、スウェーデン・クローナ、ノルウェー・クローネ、デンマーク・クローネの切下げ(9月号「要録」参照)に追随したものである。

◇トルコ、経済緊縮措置を発表

1. トルコ政府は9月9日、国際収支の改善および財政の健全化を目的とする以下のような緊縮措置を発表した。

(1) 財政健全化

財政面では歳入の抑制を実施する一方、公営企業の生産する基本物資価格、公共料金の引上げ(注)による歳入の増加を図り、本年のトルコ中央銀行からの借入額を400億リラ減少させる(ちなみに、政府・公営企業のトルコ中央銀行からの借入残高は本年6月末現在1,168億リラ)。

(注) 石油価格90~96%、セメント価格70%、郵便料金100~150%、国内航空運賃を50~70%、それぞれ引上げ。

(2) 金融引締め策

一方金融面では、①最低準備率の5%引上げ、②輸入保証金比率の引上げ(5ないし10%)、③賦払信用規制の新規導入、④中央銀行貸出最高限度の設定、などによりマネーサプライの増加を抑制する。

(3) 国際収支対策

- ① トルコ・リラを米ドルに対して10%切下げる(9月21日実施)。
- ② トルコ人移民労働者の国内向け送金につき今後5年為替相場変動による損失分を補償する。
- ③ 輸出振興を図るため、輸出保険制度の再検討、輸出手続きの簡素化等を実施する。
- ④ 高級外国車の輸入を禁止する等輸入規制を強化する。
- ⑤ 海外旅行に際しての外貨持出制限を強化する。

アジアおよび大洋州諸国

◇ASEAN、第5回経済閣僚会議開催

ASEAN(東南アジア諸国連合)は、9月2~4日、パ

タヤ(タイ)において第5回経済閣僚会議を開催した。本会議は前回(8月号「要録」参照)に引続いて、共同工業プロジェクトに関する各国の利害調整やASEAN域内特恵対象品目の拡大が主要議題とされたが、初の米国との対話(9月8~10日、マニラ)を控え、議題等についての意見調整も行われた。この結果、次の諸点で各国の合意が得られた。

- (1) 共同工業プロジェクトの第1号として、1978年4月を目途に、インドネシアの尿素肥料プロジェクトを企業化する。
- (2) 競争が問題となっていたシンガポールとインドネシアのディーゼル・エンジン製造については、インドネシアが200馬力以下の生産を担当(ただし、インドネシア国内用はそれ以上でも可)、シンガポールは200~500馬力の船舶用および据え付け用エンジンの生産を行い、インドネシアを除く域内各国に輸出する。
- (3) 域内特恵対象品目(現在71品目)については、年4回貿易・観光委員会を開催し、各会合で250品目(各国別に50品目)ずつ拡大し、明年末までに1,000品目を追加する。
- (4) UNCTADにおける一次産品総合プログラムを含む主要な一次産品問題で共同歩調をとり、また輸出品についても所得安定化のため多様な手段を検討する。
- (5) ASEANが関心を有する7品目(天然ゴム、木材、植物油、すず、銅、砂糖および硬質繊維)をめぐる諸問題の国際的解決を促進するため働きかける。
- (6) マニラにおける米国との対話では、南北間の諸問題、米国の対ASEAN経済協力、対ASEAN投資と貿易に関する諸問題を話合う。
- (7) 食糧安定備蓄と農林水産問題についての作業研究グループを設置する。

◇第9回日韓定期閣僚会議の開催

第9回日韓定期閣僚会議が9月5日、6日の両日東京で開催された。会議終了後12項目からなる共同コミニケが発表されたが、そのうち両国の経済協力に関しては、本年初から開始された韓国の第4次5ヵ年計画について「政府ベースの協力を必要とする案件については、農業開発を含む経済、社会基盤施設の整備拡充等、均衡ある経済発展のため開発が必要とされる分野を中心に、政府間実務者レベルの協議を通じ検討の上適切な案件につき具体化していくことに意見の一致をみた」とされており、日本側は具体的な援助額は示さなかったものの、引続き政府ベースの協力をを行う旨述べられている。なお、今回の会議の焦点のひとつであった日韓貿易の不均

衡是正問題については「日韓貿易の均衡的拡大の必要性に留意しつつ、両国の利益の増進に資するべく今後の貿易関係の健全な発展の実現のため相互に積極的な努力を傾注する」との表現にとどまり、具体的な対策については年内に予定されている政府実務者レベルによる第14回貿易会議の場で協議することになった。

◇韓国、公募株式予約不特定満期定期預金制度を新設

韓国では、政府が企業の株式を公開し増資による資金調達を促進する見地から、増資新株の発行価格が時価を下回るよう指導してきたこともあって、株式に対する投資需要が根強く、新株発行に際しては、一時的に多額の予約代金が動き(注)、金融市場の混乱を招来していた。このため金融機関代表者会議は、こうした資金を株式購入予約時の一定期間前(最低3か月)にあらかじめ定期預金として吸収し、しかも1人当りの株式購入限度を設けることにより金融市場の混乱を回避するため、「公募株式予約不特定満期定期預金」制度を新設し、8月1日から実施した。概要以下のとおり。

- (1) 預入限度等…預入金額は無制限、預入期間は3か月以上、適用金利は3か月以上6か月未満14.4%、6か月以上1年未満15.0%、1年以上16.5%(いずれも既存の不特定満期定期預金と同一条件)。
- (2) 預金者に対する特典等…同預金の加入者に公募株式総額の40%を優先割当(株式の予約は同預金の預入先である銀行を通じて行う)。ただし同一株式に対する1人当りの予約限度は1千万ウォン。

(注) 株式を購入する場合には、事前に株式購入予約代金を支払うこととされているが、1人当り購入額はその予約金額の大きさに応じて公募株式金額を比例配分した額とされていたため、予約時には必要以上に多額の予約金の積まれることが多かった。

◇韓国、外貨貸出取扱規程の一部を改正

韓国銀行は、条件の不利な民間借款の外貨貸出への転換を図るとともに重化学工業および軍需産業用設備の輸入円滑化のため、市中銀行による外貨貸出の対象範囲拡大、同貸出期間の延長を内容とした外貨貸出取扱規程の一部を改正し8月18日より実施した。その概要以下のとおり(前回の改正については7月号「要録」参照)。

- (1) 中・長期外貨貸出(いわゆる第1種・第2種外貨貸出)対象範囲の拡大
 - イ. 船舶建造用機・資材の輸入代金。
 - ロ. 民間企業の外国に対する用役費(従来は政府投資機関についてのみ認められていた)。
- (2) 同貸出期間の延長
 - イ. 第1種外貨貸出…軍需産業用および重化学工業用

設備の輸入代金は10年(従来5年)。船舶建造用機・資材および資本財の輸入代金は7年(同5年)。その他は5年(従来どおり)。

- ロ. 第2種外貨貸出…一律、従来8年から10年に延長。

◇台湾、投資環境改善実施要点を発表

台湾では8月21日、このところ不振を続けている外国人投資を促進し、これにより現行経済建設6ヵ年計画の主軸である重化学工業化を進めるため、「投資環境改善実施要点」を公布した。概要以下のとおり。上記実施要点にのっとり、今後外国人投資条例等関係法令を改正する予定。

- (1) 外国人投資家は投資実行の2年後から毎年、年間利益金のうち投資元本の20%相当額を本国送金することができる(従来15%)。
- (2) 会社設立の登記、変更登記、外国人投資企業の支社設立登記の認可に要する期間を10日間に短縮する(従来2週間)。
- (3) 資本集約的または技術集約的な重要産業に対する奨励策を拡充し、機械類の輸入関税を免除する。
- (4) 輸出入銀行および開発銀行を新設し、輸出と投資活動を支援する。
- (5) 大型貿易商社の設立を推進する。

◇香港、対米繊維輸出新協定を締結

香港政府はこのほど、ガットの「繊維品の国際貿易に関する取決め」に基づき米国との間で繊維輸出新協定(注1)を締結した旨を発表した。その概要以下のとおり。

- (1) 実施期間…1978年1月1日から5年間。
- (2) 輸出割当総わく(織物換算)…初年度958百万平方ヤード、最終年度1,209百万平方ヤード。
- (3) 輸出割当わく増加率
 - イ. 総わく規制…78年度(78年1～12月)は77年度(77年10月～77年9月)比+1.5%、79年度以降+6%(従来は一律+6.25%)。
 - ロ. 特定品目に対する主な個別規制
 - (イ) 第Ⅱグループ(注2)33カテゴリー中12カテゴリーの品目(注3)についての年度間伸び率を+3%に抑制。
 - (ロ) 第Ⅳグループの全品目についての年度間伸び率を+1%に抑制(従来どおり)。
- (4) 輸出割当わくの繰越し・繰入れ限度(前年度の相当わく未達分の当年度への「繰越し」または翌年度の相当わくのうち当年度への「繰入れ」限度)…「繰越し」の場合当年度わくの最高11%(従来どおり、ただし78

年度については77年度の「繰越し」分の使用は認められない。翌年度からの「繰入れ」の場合は当年度わくの最高7.15%(従来6%、この部分は翌年度の相当わくから差引かれる)。ただし「繰越し」および「繰入れ」分の合計は当年度わくの11%を超えることができない。

(5) 主なシフト率…特定の品目グループの輸出が輸出割当わく(わくの繰越し、繰入れ限度調整後)に満たない場合(当初輸出額)には、輸出割当総わくの限度内で下記の限度まで各グループの輸出を増加させることができる。

イ. 第Ⅰグループまたは第Ⅲグループ…当初輸出額の15%(従来どおり)。

ロ. 第Ⅱグループ…同7%(従来どおり)。ただし前記12カテゴリーの品目に関する特別わくについては同6%。

ハ. 第Ⅳグループ…同3%(従来同1%)。

(注1) 従来の協定は74年10月1日から77年9月30日までの3年間(本協定の成立に伴い77年12月31日まで延長)。

(注2) 対象となる繊維・同製品を次の4グループに大別(従来どおり)。

- I. 綿または人造繊維の糸および織物。
- II. 綿または人造繊維の衣類。
- III. その他綿または人造繊維の家庭用品および雑製品。
- IV. 毛繊維および製品。

(注3) 衣類のうち綿製シャツおよびブラウス、ニットおよび織物製品(婦人用綿製品、人造繊維、スラックス)、パジャマ等米国内企業に与える影響が特に大きいもの。

◇タイ、米の輸出規制を一段と強化

タイ政府は8月19日および9月13日の2度にわたり、米の1件当り輸出許可限度量の引下げ(10,000トン→2,500トン→1,000トン)を実施した。

同国では、米の輸出急増による国内の米不足を防止するため、本年5月(6月号「要録」参照)および7月(8月号「要録」参照)に輸出規制措置を実施したが、本年1月～8月央の輸出量が、すでに政府の年間輸出目標の1.1百万トンを大きく上回る1.9百万トンに達しており、しかも東北部を中心に今春来の干ばつ被害の影響が懸念されていることから、一段と規制を強化したものとみられる。

◇タイ、わが国からの第5次円借款の増額等で合意

福田首相のタイ訪問時に意図表明が行われた第5次円借款につき、9月9日わが国政府は、来日中のタニン・タイ首相の増額要請を受入れ、500万ドルを追加する(ただし第5次円借款分<78年度>として200万ドル、第6次円借款分<79年度>として300万ドル)ことで合意。このほか、①輸銀による輸出信用供与わくの拡大、

②技術協力、無償援助の一層の拡大、の2点につき両国の合意がみられた。

この円借款増額は、福田首相のタイ訪問時に、タイ側が農村開発資金として第5次円借款(275億円)に上積みすることを要請、わが国側もその検討を約束していたもの。

なお、両国首脳会談後、日本・タイ共同声明が発表されたが、その要旨は次のとおり。

(1) タニン首相は、福田首相の東南アジア歴訪は日本とこれら諸国との関係緊密化、および東南アジアの安定と繁栄に貢献するものと表明。福田首相は、「マニラ声明」(9月号「要録」参照)が日本と東南アジア諸国との互恵的な友好関係の礎になる旨説明。

(2) 両国首相は、政治、経済のみならず社会、文化など広範な分野で真の友人として、心と心の触合う相互信頼関係を築くことが重要であると認識。

(3) 両国首相は、両国間の貿易を一層促進し、より均衡的な経済関係を導くような健全な二国間貿易の発展のために、引続き相互に努力を払う意向を表明。

(4) タニン首相は近年タイに対する日本の投資が減退している現状にかんがみ、投資を増大させるため、日本政府および民間部門の協力を要望。福田首相は、日本の民間部門が投資を通じてタイの開発に参加するよう勧奨する意向を表明。

(5) タニン首相は、第4次5ヵ年計画の重点施策である地方および農村開発計画の実施につき一層の経済技術協力を得たい旨要請。福田首相は応分の協力をを行う用意がある意向を表明。

◇シンガポール、石油化学コンビナート合併会社を発足

去る5月30日、わが国からの資本参加が決定したシンガポールの石油化学コンビナート・プロジェクト(8月号「要録」参照)を推進するため、8月10日現地合弁会社 Petrochemical Corporation of Singapore が正式に発足した。

本合弁会社の当初払込資本金は3百万シンガポール・ドル(約360百万円)で、日本側投資会社の「日本シンガポール石油化学」とシンガポール政府が折半出資(最終的には200億円まで増資の予定)。同会社は本年末までに、施工を担当するエンジニアリング会社を選定、1980年初に着工、1981年半ばから稼働に入る予定となっている。

◇インドネシア、LNG開発のためのシンジケート・ローン取入れを実行

インドネシア中央銀行は、7月25日、日米市中銀行が

ループ(注)から50百万ドルのシンジケート・ローン借入を実行した。これは、LNG(液化天然ガス)プロジェクトの不足資金を補うもので、昨年6月わが国との間で合意がみられていた追加融資計画(51年7月号「要録」参照)の一部にあたるもの。融資条件は次のとおり。

金利 LIBOR+1.75%

期間 7年(据置2年)

このLNG開発計画は、国営石油会社ブルタミナが東カリマンタン(パダック)および北スマトラ(ア alun)において天然ガスの液化基地を建設しているもので、その建設資金としてわが国は74年3月以降政府借款約2億ドル(560億円)、輸銀・市中銀行の協調融資約9億ドルおよび不足資金に対する追加融資約3億ドル、計約14億ドルを供与。

なお、東カリマンタンの基地は本年8月1日一部生産を開始しており、同基地からのLNG積載第1船は8月14日、日本に到着(ユーザーは関西、中部、九州の各電力会社、大阪ガスおよび新日鉄の5社)。

(注) 幹事銀行は東京銀行および日本興業銀行で、ほかに米系5行が参加。

◇フィリピン、外資系企業の国内借入を規制

フィリピン中央銀行は、7月22日、外資系企業のフィリピン国内におけるペソ貸借入規制に関する通達ならびにガイドラインを発表、7月27日より実施した。

同国では、最近対外債務の急増から民間の対外借入がきびしく抑制されているため、外資系企業の国内ペソ資金調達が増加、これを映じて国内金融市場の金利が上昇し、地場企業の資金調達難が問題となってきている。本規制はこの正を目的としたものとされているが、同時に外資進出の場合には十分な外国資本を持込むことを懲罰したもののみみられている。本規制の概要は次のとおり。

(1) 外資40%以上の企業(外国企業支店を含む。ただし金融業は除く)に対し、一定の負債・資本比率(debt-equity ratio)を満たさない限り、国内でのペソ貸借入を禁止する。

(2) 上記負債・資本比率の基準は次のとおり。

Aグループ……負債60対資本40

①投資奨励法および輸出奨励法の対象登録企業

②パターン輸出加工区登録企業

③中央銀行の認可を得た輸出指向型企業

④その他の大統領令または他の法律による優遇措置の対象企業

⑤その他重要産業企業

Bグループ……負債55対資本45

Aグループ以外の一般製造業企業

Cグループ……負債50対資本50

非製造業(商社等)

(3) 経過規定として向う3年間次のような段階的調整を行う。

	1年目	2年目	3年目
Aグループ	80:20	70:30	60:40
B	75:25	65:35	55:45
C	70:30	60:40	50:50

もっとも、上記措置の実施に伴い、借入企業側で運転資金調達計画にそぐを来し、経営に支障を生ずるなどの不都合が生じたため、中銀は8月13日、本ガイドライン実施のための覚書を発し、①7月27日現在上記外資系企業とペソ金融取引関係にある金融機関が現行取引をそのまま継続することは認める、②新規貸付についても、明年3月までを期限とする10月1日までの貸付は許可する、③7月27日以降設立された企業および同日以降初めてのペソ貸借入を行う企業に対しては上記規制を全面適用する、こととした。

なお、今回の規制との関連では、わが国からの進出企業の場合、大半が出資比率40%を下回っているため、外資系企業のわく外とみなされるところから影響は軽微とみられ、もっぱら米国籍企業への影響が大きい模様。

◇スリランカ、公定歩合を引上げ

スリランカ中央銀行は8月31日、公定歩合を8.5%から10%に引上げる旨発表、即日実施した(1月26日<6.5→8.5%>に続き本年2度目の引上げ)。

同国では本年に入りインフレが一段と高進している(昨年+17%、本年見込み+25%)ため、去る8月12日、供給不足から値上りしている砂糖、繊維品等生活必需品の輸入規制を緩和したが、今回の措置も物価抑制策の一環として採られたものとみられている。

◇イラン、新経済政策の骨子を発表

イランでは、8月7日、アミル・アバス・ホベイダ首相が辞任、新首相にジャムシッド・アムゼガル前石油担当国務相が就任、同18日新内閣による新経済政策の基本方針が発表された。これは、同国の急速な国内経済開発の結果顕現化したボトルネックやインフレ等の問題に対処する方針を明らかにしたもので、その骨子は次のとおり。

(1) 生産力の拡大

適正な経済成長を達成するため、民間部門の生産増

強を促進。特に、石油部門に比べ立遅れの目立つ鉱・工業部門および農業部門の拡充を重視する。

(2) 各種ボトルネックの解消

現状のボトルネックを解消し、バランスのとれた経済・社会の発展を図るため、政府投資の重点を電力、水、通信、教育、保健に置く。同時に、民間部門のインフラストラクチャへの投資を促進するため、同投資に対しては特別の便益を供与する。

(3) インフレ対策

インフレ抑制のための一大キャンペーンをくりひろげるとともに、需給の総合的均衡を図るため強力な行政指導を導入する。

(4) 所得分配の適正化と福祉水準の向上

所得分配の適正化(労働生産性を重視)、労働生産性の引上げ、福祉水準の向上に注力する。

なお、内閣改造を機に、従来は蔵相の管轄下にあった計画・予算庁(Plan and Budget Organization)を首相の直轄とし、経済開発計画推進のための総合調整機関としての機能を強化することとなった。

◇豪州、1978年度予算案を発表

豪州政府は8月16日、1978年度(77年7月～78年6月)予算案を議会に提出した。本予算案は、同国経済が引続きスタグフレーションの様相を呈している状況下、個人所得税の減税、各種年金の引上げ等の配慮もなされているものの、基本的にはインフレ抑制に政策運営の重点を置いた緊縮型となっている。

リンチ蔵相は本予算案提出に際し、新年度の実質GDP(除く農業部門)伸び率を2%(前年度実績3.5%)、マネーサプライ(M₃)の伸び率を8～10%(同10.6%)と見込むとともに当面早急な景気回復は期待薄であるものの、本年度下期にはインフレが鎮静化し景気回復が軌道に乗ることが期待できると説明している。本予算の規模および主要施策は次のとおり。

(1) 予算規模

歳出は、社会保障・福祉(前年度実績比+12.7%)、保健(同+10.7%)、一般行政(同+18.1%)等にある程度の伸びを見込んでいるものの、都市・地域開発(同-33.0%)、運輸・通信(同-14.6%)など公共事業関連支出の削減により、266.6億豪ドルと前年度実績比+10.5%にとどめた(インフレ率を勘案した実質ベースではほぼ前年度並みの説明)。

一方、歳入は、個人所得税の減税、石炭輸出税の引下げ等をはかるものの、法人税率および国内石油生産税の引上げや個人所得税の自然増等により、244.4億

豪ドル(前年度実績比+14.3%)を見込んでいる。

この結果、収支じりは22.2億豪ドルの赤字と前年度に引続き赤字幅は縮小(赤字幅、前年度27.4億豪ドル、前々年度35.8億豪ドル)。

(2) 主要施策

イ. 財政支出の抑制

都市・地域開発(前年度実績比-33.0%)、運輸・通信(同-14.6%)等公共事業関連費を削減するほか、公務員数の削減(本年度中定員の1%にあたる3千人を整理)、国防費の抑制(同+7.4%、前年度同+17.8%)を図る。

ロ. 税率の変更

(イ) 個人所得税はすべての所得階層を対象に減税を実施(78年2月1日以降)。

(ロ) 法人税率を従来の42.5%から46%に引上げる(77年7月1日以降)。もっとも、今年度の法人税収入は、昨年度導入された法人税軽減措置(在庫評価制度緩和、投資控除制度)の継続などにより前年度実績比+6.1%にとどまる見込み。

(ハ) 石炭輸出税を前年に続いて引下げ(強粘結炭4.50→3.50豪ドル/トン、弱粘結炭1.50→1.00豪ドル/トン)

ハ. 石油・エネルギー対策

豪州の1978年度予算案

(単位・百万豪ドル)

		1977年度 (実績)	1978年度	前年度実績比 増減(一)率
歳 出	国 防	2,182	2,343	7.4
	教 育	2,160	2,371	9.8
	保 健	2,543	2,814	10.7
	社会保障・福祉	6,431	7,248	12.7
	住 宅	549	496	-9.7
	都市・地域開発	251	168	-33.0
	運輸・通信	989	844	-14.6
	一般行政	725	856	18.1
	外務・外国援助	517	571	10.6
	その他とも計	24,124	26,656	10.5
歳 入	所 得 税	13,975	15,985	14.4
	うち 個人	11,054	12,884	16.6
	法 人	2,825	2,998	6.1
	消 費 税	2,486	2,793	12.3
	販 売 税	1,650	1,865	13.0
	関 税	1,274	1,408	10.6
その他とも計	21,384	24,439	14.3	
収 支 じ り		△ 2,740	△ 2,217	—

(イ) 国内原油価格の段階的引上げ(国内生産原油の一定割合<78年度10%、79年度20%、80年度35%、81年度50%>について輸入原油価格水準まで引上げ、これにより探査活動および油田開発の促進をはかる)。

(ロ) 国内原油課徴金の引上げ(2→3豪ドル/バレル)。

(ハ) 石油製品に対する消費税の引上げ(1リットル当り0.25豪セントの引上げ)。

ニ. 社会保障・福祉費の拡大

各種年金の引上げ(インフレ率にスライドして引上げ)、身体障害児を持つ低所得者層への補助(週15豪ドルまで)。

ホ. 外国援助費の拡大

これまでのパプア・ニューギニア、インドネシアを中心とする二国間援助に加えて、アセアンへの多国間援助を拡大。

へ. 地方産業に対する融資拡大を図るため national rural bank を創設。

◇豪州、ウラン政策を発表

豪州政府は8月25日、ウラン環境調査委員会(注)の最終報告書をもとに、環境保全等についての厳しい条件付きでウランの開発、輸出を認める旨を議会で発表した。

(注) 豪州のウラン開発、輸出等の是非を検討するため75年6月設立された諮問機関(通称フォックス委員会)で、本年5月25日に、厳しい政府管理のもとでウランの開発、輸出を認める最終報告書(Fox Report)を提出。

政府発表の主な内容は次のとおり。

(1) ウラン開発

イ. 厳しい条件付きで開発を認める。

ロ. 具体的には、フォックス委員会の答申に基づく環境管理のもとで、まず北部特別地区のレインジャー鉱床の開発を認める。

ハ. 同地区のその他の鉱床については、環境保全に関する条件が満たされ次第、順次認める。

ニ. ウラン開発、採鉱に関する許可と監視を行う諮問委員会(Uranium Advisory Council)を設置する。

ホ. 北部特別地区以外のウラン鉱床の開発は同委員会の諮問に基づき決定する。

(2) ウラン輸出

ウラン輸出に関する政府のセーフガード(注)を満たす場合に限り、輸出を許可する。

(注) 政府は本年5月24日、①輸出先は平和目的利用先に限定し、厳選する。②IAEA(国際原子力機関)による査察条項を補足するため、監視機関の設置等に関する二国間協定を締結する。③使用済み核燃料の再処理については、豪州政府の事前同意を

必要とする、等11項目にわたる厳しいセーフガードを発表。

今回、ウラン開発、輸出を認めた理由につきフレザー首相は、①ウラン保有国が十分な供給を拒否した場合、核燃料再処理の促進に口実を与えることになり、核兵器の拡散につながる恐れがあること、②外貨獲得面でも同国の利益につながること、などをあげている。

◇豪州、支払準備率を再引下げ

豪州準備銀行は9月6日、主要商業銀行の支払準備率を9月9日以降1.5(注)引下げ6.5%とする旨を発表した。

(注) 1.5%の引下げのうち1.0%(168百万豪ドル)が商業銀行の自由流動性(free liquid assets)の増加分で、残り0.5%(84百万豪ドル)は各行が準備銀行に保有する Term Loan Fund(農牧畜業、製造工業の生産に要する資本支出、および輸出等に対する長期貸付け基金)およびFarm Development Loan Fund(農牧畜振興のための長期貸付基金で、Term Loan Fundを補完するもの)への振替え分。従って、商業銀行の手許流動性緩和に対応する引下げ率は10%。

今回の措置につき同行では「極度にタイト化している商業銀行の手許流動性を緩和するとともに、Term および Farm Development 貸出に充当される資金の不足を補うことを目的とするもので、これまでの引締めを基調とする金融政策姿勢にはなんら変化はない」(ナイト総裁)と説明。

◇豪州、米ドル建ユーロ債を発行

豪州政府は9月14日、総額250百万米ドルのユーロ債を発行した昨年9月について2度目、51年10月号「要録」参照)その概要は次のとおり。

金額	期間	金利(年率)
百万米ドル	年	%
150	15(6年目以降毎年部分償還)	8.25
100	7(満期償還)	7.5

なお、引受け幹事団は Deutsche Bank, Swiss Bank Corporation (Overseas) Ltd. 等6行で他に約150行が参加。

同国では、最近貿易黒字幅が大幅に縮小した(本年4月~6月183日→7~8月22各百万豪ドル)うえ、資本収支も豪ドル切下げの思惑から、流出超に転じた(7月86→8月△123各百万豪ドル)ため、総合収支赤字幅は一段と拡大(6月△218→7月△301→8月△382各百万豪ドル)している。この結果、金の再評価(8月13日)によって30億米ドル台を回復した外貨準備も再び減少(8月末29.9億米ドル)。こうした国際収支状況から、8月3日の豪ドル小幅切下げ(1.5%<IMF方式>)にもかかわらず、依然豪ドル再切下げの思惑が強いことから、今回の措置が講じられたものとみられる。

共 産 圏 諸 国

◇チェコスロバキア、公定小売価格改定を発表

チェコスロバキア政府は7月下旬、過去7年間据置いた公定小売価格の改訂を発表した(7月25日以降実施)。その概要、背景は次のとおり。

(1) 価格改訂の概要

イ. 価格引上げ品目(主として輸入消費財関連)…電気暖房機器(値上げ率59%)、コーヒー(同50%)、木綿・羊毛製品(同34%)、チョコレート(同33%)、狩猟用銃器類(同28%)、クリスタルガラス・陶磁器(同22%)、楽器(同16%)等。

ロ. 価格引下げ品目…卓上計算機(値下げ率40%)、テレビ(同26%)、合成皮革靴(同21%)、冷蔵庫(同16%)、合繊維物(約半数の製品につき同28%)等。

(2) 背景

同国の小売価格は、輸入資機材価格の高騰、労働生産性を上回る賃金引上げ等により、コストが上昇傾向にあるにもかかわらず、財政面かわらの援助により安定

維持されていた(連邦物価庁の発表によると価格上昇率は過去7年間で1.6%)。この結果、財政面では、採算悪化商品に対する取引税率引下げ等により歳入が伸び悩む一方、歳出面では価格補助金の支出が増大するなど、歳入、歳出両面からそのひっ迫が強まっていた(財政支出に占める価格補助金のシェア、71年10.7%→75年12.3%)。また、小売価格の長期据置は、個人所得の増大に伴う消費需要の高度比・多様化とも相まって、嗜好品等輸入消費財の需要急増をもたらし、物不足傾向を助長したとみられている。

今次小売価格改訂は、価格引上げにより財政バランスを改善することが基本的なねらいであるが、このほか、輸入消費財価格引上げによる需要抑制、一部商品の価格引下げによる滞貨一掃等商品間の需給バランスの回復をも企図したものとみられている。なお、連邦物価庁では、今回の措置は生産コスト、消費動向の変化に対応したものであるが、生活必需品については、第15回党大会決定方針どおり引続き価格安定維持策を堅持する旨表明している。